

初任運転者教育の実施順序

初任運転者教育の指導・教育内容として弊社では下記の内容を実施しております。

初任運転者教育の実施順序

- ①運転記録証明書の取得
- ②適性診断の受診
- ③座学（10 時間以上）
- ④実技（20 時間以上）
- ⑤見きわめ
- ⑥選任

①運転記録証明書の取得

運転記録証明書が必要な理由はこの後に行う適性診断の種類を決めるためです。

適性診断には、いくつかの種類があります。

初任運転者は、それまでの運転経歴や年齢によって、基準に合った適性検査を受ける必要があります。

そのため、適性診断の申し込み前に、必ず運転経歴を調査する必要があるわけです。

②適性診断の受診

運転記録証明書を取得したら、次に適性診断を受診します。

適性診断を受診する理由は、初任運転者個人の特性を見きわめて、その人に合った教育プログラムを作成するためです。

③座学

座学は10時間以上が必要です。

実際の教科内容として

- 1) 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- 2) 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- 3) 運行の安全及び旅客の安全を確保するための留意すべき事項
- 4) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- 5) 安全の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適正な運転方法
- 6) ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

座学は運行管理者資格を有した者が行います。

④実技

実技訓練におけるハンドル時間は 20 時間以上となります。

実技訓練の内容（運行ルート等）

弊社の実技訓練の内容として、主要の駅（配車）一般道、高速道、市街地、山間部をメインに運行します。またその記録（運転日報見直し、同時にドライブレコーダーへの記録を基に再度、座学時間を設け、運転の見直しを図ります。

車両は、大型バス、マイクロバスの車両の訓練を行います。

指導者は事故件数が少なく、安全運転、経済運転のできる者が行います。

⑤見きわめ

座学 10 時間以上、実技 20 時間以上が終わったら、最終的に事業用自動車のドライバーとして選任できる状態かどうかの見きわめをする必要があります。

⑥選任

全ての過程を終えた者に対し、運転者として選任をします。

以上が弊社の初任運転者の実施順序（マニュアル）となります。